（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。
なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

（注６）　事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合や会社の分割若しくは吸収合併により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。

（注８）　本様式による事業者名の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第６により届け出ること。

（注９）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	－
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	－

（注１０）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、１０ｋＷ未満になる場合は様式第４、１０ｋＷ以上５０ｋＷ未満になる場合は様式第３の２により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注１１）　地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合